

高槻市高齢者補聴器購入費助成事業Q&A

R8年7月現在

申請について		
1	申請書はどこで受け取れますか	8月3日（月）～長寿介護課（7番）の窓口で配布しています。8月1日～市ホームページ（ID：176791）からもダウンロードできます。
2	申請書の下段に医師記入欄がありますが、何科を受診したらいいですか	耳鼻咽喉科を受診し、記入してもらってください。
3	申請書の医師記入欄に記載する代わりに意見書や診断書を提出してもいいですか	意見書や診断書の添付でも申請可能です。
4	申請する前に医師に書いてもらった意見書は使用できますか	申請日より3か月以内であればご使用いただけます。
5	申請書の医師記入欄へ記入や、医師の意見書などはお金がかかりますか	検査料・文書料は自己負担となります。費用につきましては、記入していただく耳鼻咽喉科にご確認ください。
6	申請するときに必要なものは何がありますか	高槻市高齢者補聴器購入費助成申請書と、認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が作成した補聴器の見積書が必要です。店舗一覧は市ホームページで検索可能です。申請書の医師記入欄に記載がない場合、意見書や診断書の添付が必要です。また、健幸パスポートを既にお持ちの方は申請時必ずお持ちください。
7	申請は本人でないとはいけませんか	申請者は助成対象者本人となります。本人が窓口へ申請に行くのが難しい場合、書類の提出に関しては代理の方でも可能です。ただし、本人の状況がわかる方がお越しくください。
8	申請は郵送でもできますか	申請後の流れについてご案内がありますので、原則郵送での申請はできません。長寿介護課（7番）の窓口で申請してください。来庁での申請が難しい方は、長寿介護課までご相談ください。
9	健幸パスポートとは何ですか	市主催の介護予防教室に参加したり、健診や予防接種を受けるとポイントをためられる冊子です。ためたポイントは記念品（Tシャツやタオル、指定のお店で使える記念品交換券（1枚500円相当）など）と交換したり、保育園に寄付することができます。
10	健幸パスポートを持っていませんが申請できますか	申請の際に窓口で発行することができます。
11	申請後、助成決定通知が届くまでどれくらいかかりますか。	申請書提出後から1～2週間以内に、助成対象となる場合は「助成決定通知書」、対象外となる場合は「助成対象外決定通知書」を申請者宛に送付します。
対象者について		
12	現在64歳ですが対象になりますか	申請日時点において65歳以上の高槻市に居住している高齢者で、住民基本台帳に記録されている方が対象です。
13	所得制限はありますか	所得制限はありません。
14	要介護等認定を受けていなくても対象になりますか	対象になります。
15	身体障がい者手帳の交付を受けていますが、聴力ではありません。対象になりますか	聴力の分類で交付を受けていなければ対象になります。
16	身体障がい者手帳が申請できる場合は、そちらで補聴器の申請をした方がよいのですか	手帳の対象の方は、手帳申請により、本事業より低い自己負担額で購入ができる可能性がありますので、障がい福祉課（☎674-7164・13番窓口）へご相談ください。
助成対象について		
17	先日補聴器を購入したのですが、後からでも助成を受けることはできますか	助成決定前の購入は対象外です。
18	以前にこの助成を使って補聴器を購入しましたが、新たな補聴器の購入を予定しています。対象になりますか	この助成金は対象者一人1回限りの交付のため対象となりません。
19	補聴器ではなく集音器を購入しようと思いますが、対象になりますか	補聴器本体のみが助成対象となります。集音器は対象となりません。
20	補聴器の附属品は対象になりますか	補聴器本体のみが助成対象となります。附属品や診察料、検査料、文書料、送料、修理、メンテナンス費用などは対象となりません。
21	助成金の上限額は片耳と両耳で異なりますか	助成金の上限は片耳、両耳にかかわらず最大30,000円です。購入費用が60,000円に満たない場合は実費の1/2の補助率です。
22	これまで使っていた補聴器を買い替える時に助成は受けられますか	これから購入する補聴器で、これまでに本事業による助成を受けていない場合は対象となります。

高槻市高齢者補聴器購入費助成事業Q&A

R8年7月現在

見積書の作成及び購入について		
23	高槻市外で見積や購入をしてもよいですか	認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍している販売店であれば高槻市外で見積書の作成や購入をしていただいても大丈夫です。ただし、見積書を記載してもらった店舗での購入が必要となります。また、認定補聴器専門店以外の場合、認定補聴器技能者に見積書の作成を依頼してください。
24	補聴器を購入する店舗は決まっていますか	認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍している販売店でのご購入が必要です（高槻市外でも可）。店舗一覧は市ホームページにリストを掲載しています。それ以外のネット通販等での購入は対象外となります。
25	見積書にはどのような項目が必要ですか	対象者氏名、補聴器品名、金額、発行者（購入店舗）、見積書を作成した認定補聴器技能者の氏名（認定補聴器専門店以外の場合）の記載が必要です。なお、見積書の宛名は対象者氏名としてください。
26	見積書を取った店と別の店で購入してもよいですか	購入できません。見積書を作成してもらった販売店で必ず購入してください。
27	見積書の内容と違う商品を購入してもよいですか	購入できません。見積書と同じ商品を購入してください。
28	助成決定通知を受け取りましたが、いつまでに購入が必要ですか	決定通知書に記載された決定日から、原則3か月を経過する日又は助成決定を受けた日の属する年度末のいずれか早い日までに購入し、請求書を市に提出する必要があります。購入に時間がかかるなど事情がある場合は市にご相談ください。
29	領収書にはどのような項目の記載が必要ですか	対象者氏名、補聴器品名、金額、購入日、発行者（購入店舗）の記載が必要です。
助成金について		
30	助成金はどういうように受け取ることができますか	申請後、助成決定通知を受けてから補聴器を購入したのち、必要書類（助成金請求書、助成決定通知書の写し、領収書原本、振込先口座情報の写し）を窓口へ提出してください。請求書提出後、翌月末までにお振込み予定です。
31	助成金の請求手続きは郵送でもできますか	原則窓口での手続きとしておりますが、やむを得ない場合は郵送でも可能です。ただし、領収書原本の返送はできませんのでご了承ください。
32	助成金を販売店や助成対象者本人以外の人の口座に振り込んでもらうことはできますか	できません。助成金は助成対象者本人に振り込まれます。
その他		
33	補聴器の購入については、一定の要件を満たす場合は医療費控除の対象になると聞きましたが、どのようにすればいいですか	補聴器購入者が医療費控除を受ける場合、補聴器相談医が作成する「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」が必要となりますので、詳細については、事前に、国税庁のホームページをご覧ください。税務署にお問い合わせください。